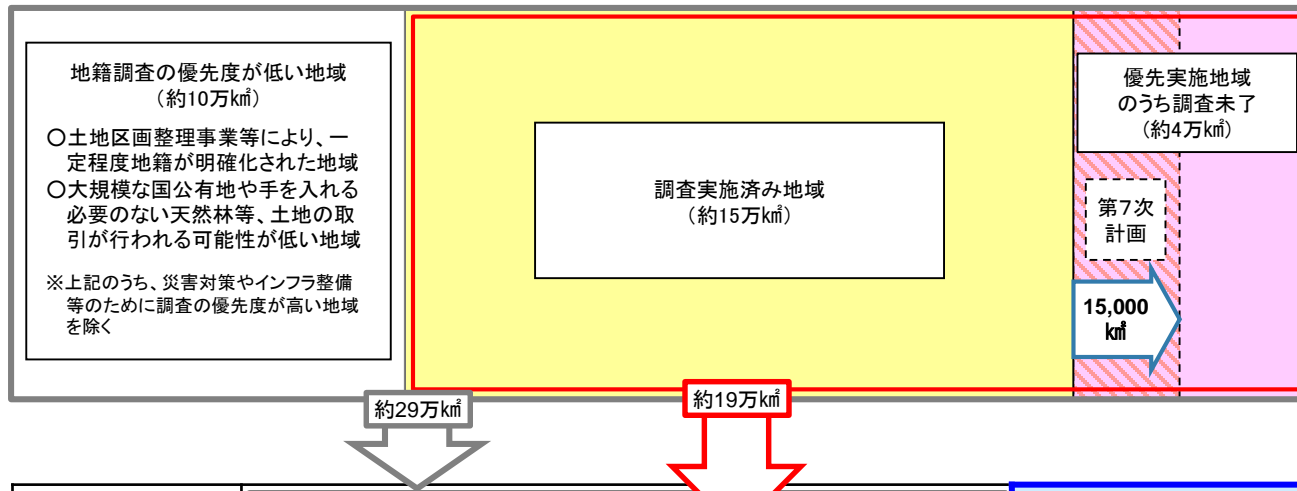


<優先実施地域等のイメージ図>



優先実施地域とは

土地区画整理事業等の実施により地籍が一定程度明らかになっている地域及び大規模な国・公有地等の土地取引が行われる可能性が低い地域(防災対策、社会資本整備等のために調査の優先度が高い地域を除く。)を、調査対象地域から除いた地域

	調査対象地域全体の面積 (km <sup>2</sup> )	調査実施済み地域の面積 (km <sup>2</sup> )	優先実施地域のうち調査未了の面積 (km <sup>2</sup> )	第7次十箇年計画に位置付ける内容				
				計画事業量 (km <sup>2</sup> )	調査対象地域での進捗率 【□/□】		優先実施地域での進捗率 【□/□】	
					6次末	7次末	6次末	7次末
合計	287,966	148,450	40,208	15,000	52%	57%	79%	87%
うちDID	12,673	3,257	6,636	(900)	26%	36%	33%	46%
うち林地 (※DIDを除く)	178,150	80,800	23,073	(11,000)	45%	52%	78%	88%

※1 調査対象地域等の面積は、第7次計画の策定にあたり、精査したものである。

※2 調査実施済み地域の面積は、地籍調査以外の成果の活用(19条5項指定)による地籍の明確化を含む、地籍整備が実施された面積であり、令和元年度末までの累計値(見込み)である。

※3 都市部(DID)の進捗率目標については、地籍調査の事業量(900km<sup>2</sup>)に加え、19条5項指定(民間測量成果等の活用)が一定程度(約400km<sup>2</sup>)行われることを想定し、数値を算出。

## 第7次十箇年計画における基本調査の計画事業量 : 450 km<sup>2</sup>

地籍調査の円滑化・迅速化のために導入する地域特性に応じた先進的・効率的な手法について、国が当該手法を活用して地籍調査に役立つ基礎的な情報を整備するとともに、周辺の地方公共団体も含めてそのノウハウの普及・定着を図る。

### 効率的な手法導入推進基本調査〔令和2年度～〕

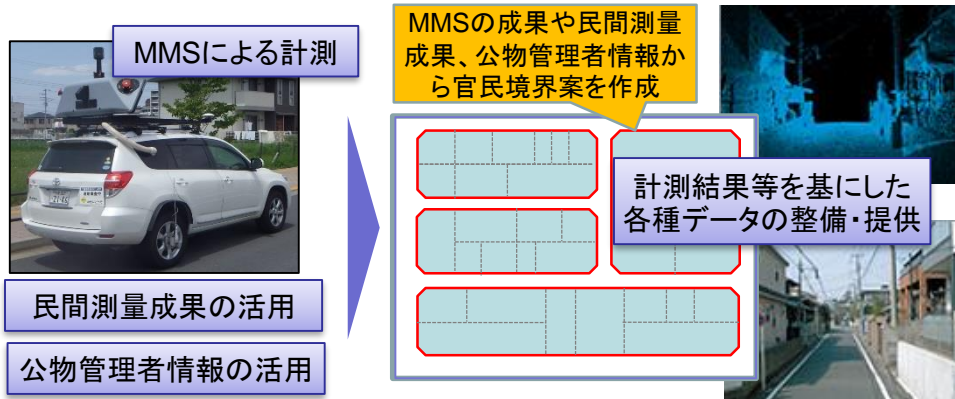
※ 第6次計画において実施していた「都市部官民境界基本調査」及び「山村境界基本調査」を統合し、「効率的な手法導入推進基本調査」へ一本化

#### 事業概要

#### 地域特性に応じて実施

#### ○ MMS(モバイルマッピングシステム)等活用型

MMSによる計測データや民間測量成果、公物管理者が保有する情報等を活用した迅速な官民境界情報等の整備、効率的な地籍調査手法の普及のため、国が官民境界に関する基礎的情報を整備



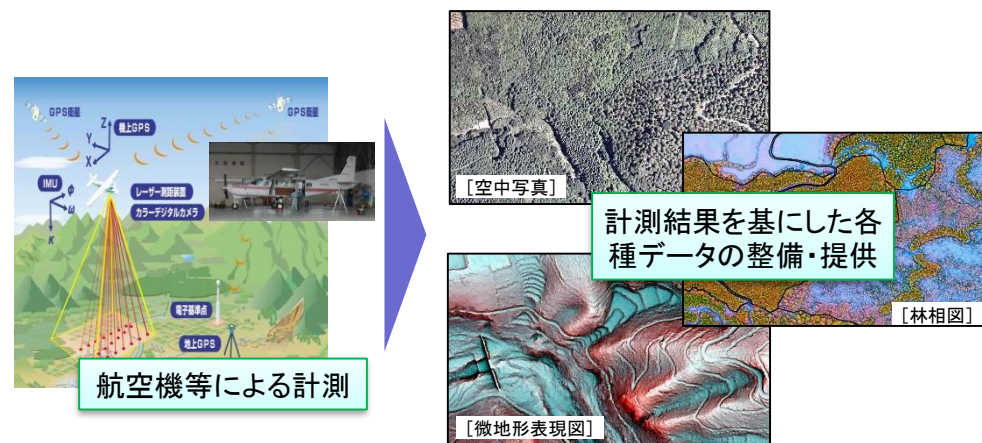
- ・ MMSを搭載した車を走行させることで広範囲のデータを短時間で計測可能であり、現地測量コストを削減。
- ・ 現地の写真や三次元データ、その他既存データを基にした現地立会いによらない効率的な確認手法(筆界案送付)に活用可能。

(参考)MMS(モバイルマッピングシステム)とは

車両等に3Dレーザスキャナ・カメラ及び自車位置姿勢データ取得装置を搭載し、移動しながら道路及び周辺の地形・地物等を計測するシステム。数値地形図データ等が効率よく作成できる。

#### ○ リモートセンシングデータ活用型

リモートセンシングデータを活用した効率的な地籍調査手法の導入推進のため、引き続き国がリモートセンシングデータを整備



- ・ 航空機等を用いて空中写真や航空レーザ測量成果等のリモートセンシングデータを広範囲で取得することで、机上で測量作業が可能となり、山村部での現地測量コストを削減。
- ・ リモートセンシングデータを活用して作成した筆界案を集会所等で確認することにより、現地立会いによらない効率的な確認手法に活用可能。

## 関係省庁との連携と地方公共団体等への支援

地籍調査の迅速かつ効率的な実施を図るための措置の導入については、

- 関係省庁において連携を図りつつ促進。  
 （例：筆界特定制度の活用等に関する、法務省との連携  
 リモートセンシングデータの活用等に関する、林野庁との連携 等）
- 地籍アドバイザーの派遣や基本調査の実施による効率的手法の事例の蓄積・普及、地方公共団体と法務局との連携の促進等を通じ、地方公共団体等への継続的な支援を実施。

## 地籍調査以外の測量成果の活用

- 国土調査法19条5項指定制度について、これまでの民間事業者等による申請に加え、今般の法改正によって創設した代行申請の仕組みの活用を促進するとともに、街区を形成する道路等の管理者等との更なる連携を促進。

## 未着手・休止市町村\*の解消

\*市町村には特別区を含む

- 地籍調査に未着手の市町村又は休止中の市町村について、それぞれの地域の実情を踏まえた対策等を講じることにより、その解消を目指す。

【参考】令和元年度末時点の地籍調査の着手状況

完了	実施中	休止中	未着手
519	816	264	142
(30%)	(47%)	(23%)	

### 【課題解決型のアプローチ】

- 地籍アドバイザーの重点的な派遣や、民間への包括委託制度の更なる活用促進
- 必要な予算・体制の規模感等の発信による地方公共団体の心理的障壁の除去 等